

富山県告示第61号

土地収用法による事業の認定について

土地収用法（昭和26年法律第 219号。以下「法」という。）第20条の規定により次のとおり事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

平成31年2月27日

富山県知事 石井 隆一

1 起業者の名称

黒部市

2 事業の種類

黒部市地域振興施設整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

黒部市堀切地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、黒部市堀切地内の土地を起業地とする黒部市地域振興施設整備事業（以下「本事業」という。）である。

本事業は、国土交通省と黒部市が一体となり整備する、道の駅「（仮称）くろべ」のうち黒部市が事業主体となり、道路利用者の安全性や利便性の向上と地域産業振興及び観光振興への寄与を目的として、地域振興施設を整備するものであり、法第3条第32号に掲げる国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者である黒部市は、本件事業の施行に必要な予算措置を講じており、本件事業を遂行する充分な意思と能力を持つものと認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

黒部市は、1市1町が合併して誕生した市であるが、人口は合併以降若干の減少傾向で推移しており、若い世代を中心とした人口の流出により、高齢化や過疎化の進行、農林業等の後継者不足や集落機能の低下、地域の歴史・伝統文化の衰退が危惧される状況である。

また、観光面においては、宇奈月温泉の利用者数は平成20年度から平成29年度の間に約7パーセント減少し、黒部峡谷の利用者数は同期間に約30パーセント減少しており、黒部市の観光資源や自然環境を生かし切れていない状況である。

一方、黒部市内を横断する一般国道8号は、重要な物流及び観光動線であり、県内においても地域の産業・生活・文化を支える主要幹線道路となっているにもかかわらず、黒部市内の沿道には観光バスなどがトイレ休憩等に立ち寄れる施設がないため、現在は通過が余儀なくされており、観光客等に対する地場産品の販売や観光情報の発信といった貴重な機会を逸している状況である。

また、黒部市には北陸自動車道黒部インターチェンジが存在し、物流交通の出入口となっているが、物流交通が主に利用する一般国道8号の沿道にはドライバーが時間調整や休息のために駐車できる施設が確保されていないため、昼夜を問わず、大型トラックが路肩に停車している危険な状況が見受けられている。

本件事業の完成により、道路利用者の安全性や利便性が向上するとともに、伝統工芸品や特産品の販売促進、歴史・文化の発信、地産地消の推進など地域産業振興を図り、観光資源や歴史・文化の積極的な情報発信による観光客誘導に伴う交流人口の拡大など、地区の活性化や魅力向上を含めた地域振興に寄与するものと考えられる。

また、災害時の救援物資の備蓄、避難場所の提供など、主要幹線道路に面した防災活動拠点としての機能も発揮できるものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第 214 号）における周知の埋蔵文化財が 1 箇所確認されているが、黒部市教育委員会からは起業地に編入することについて支障がない旨の回答を得ており、起業者としては、同市教育委員会及び富山県教育委員会との協議により、今後は発掘調査や必要に応じて記録保存措置を適切に講じるなど、その保護について十分留意して事業を進めていくこととしている。

また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）により、保護のための特別の措置を講すべき動植物は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、一般国道 8 号の自動車交通量に見合う必要駐車台数を備えた簡易パーキング施設と地域振興施設の一体的な整備が可能となる一定の敷地面積が確保できること、また、広域からの来訪者にサービス提供を行いやすく、観光客にとって利便性の良い位置であること、などの条件により候補地として 3 箇所が選定され、各候補地の優劣を社会的条件や経済性等により比較検討のうえ、最も妥当な候補地が選定されており、その選定は適切なものと認められる。

また、本件事業の実施にあって、商工業、農業、漁業、林業及び観光業等の各種団体並びに国土交通省、富山県及び黒部市からなる黒部市「道の駅」整備検討協議会が設置され、幅広い視点から適切に検討されているものと認められる。

以上から、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比

較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

4(3)アで述べたように、一般国道8号では、昼夜を問わず、大型トラックが路肩に停車している危険な状況が見受けられ、道路利用者の安全性や利便性をできるだけ早期に確保する必要があり、本件事業と一体となって整備する道の駅「(仮称)くろべ」の必要性は高いと認められる。

さらに、本件事業の早期完成を求める声も強く、一般社団法人富山県トラック協会から大型トラック駐車スペース及び休憩等施設の整備・設置について要望書が提出されているほか、地元からもコミュニティースペースの交流拠点の整備を強く要望されている。

また、当該道の駅は、国土交通省北陸地方整備局長より、重点「道の駅」候補として選定されている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲はすべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

黒部市役所